

# 官報

号外 昭和四十二年三月二十八日

## 第五十五回 衆議院會議録 第六号

昭和四十二年三月二十八日(火曜日)

### 議事日程 第六号

昭和四十二年三月二十八日

午後二時開議

第一 総理府設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 文部省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三号)

第三 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

### ○本日の會議に付した案件

竹本孫一君の故議員中村幸八君に対する追悼演説

下平正一君の故議員唐澤俊樹君に対する追悼演説

中央社会保険医療協議会委員任命につき事後承認を求めるの件

日程第一 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

日程第三 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

つき、承認を求めるの件

昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

昭和四十一年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

午後二時四十六分開議

○議長(石井光次郎君) これより會議を開きます。

○議長(石井光次郎君) 御報告いたすことがあります。

昨年十一月十八日、議員中村幸八君は逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえませぬ。

同君に対する弔詞は、十一月二十日に贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔議員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力しききに商工委員長の要職にあたられた議員從三位勲二等中村幸八君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます。

故議員中村幸八君に対する追悼演説  
○議長(石井光次郎君) この際、弔意を表するたため、竹本孫一君から発言を求められております。これを許します。竹本孫一君。

〔竹本孫一君登壇〕

○竹本孫一君 たたいま議長から御報告のありましたとおり、昨年十一月十八日、議員中村幸八君は、病のため逝去されました。まことに痛恨の念にたえません。君は、病床に宿痾の身を横たえながら、最後までかたく再起を信じ、使命感に燃えつつ将来を期しておられたこととありまして、

今次の總選挙に際し、君の姿に接することができず、哀惜の情ひとしお深いものがあつたのであります。

私は、ここに、諸君の御同意を得まして、議員一同を代表し、つつしんで哀悼のことはを申し述べたいと存じます。(拍手)

中村君は、明治三十一年十二月、静岡県浜松市に生まれ、長じて浜松一中から第四高等学校を経て東京大学法学部に進まれました。大正十一年、同校を卒業するとともに農商務省に入り、自來、

昭和二十年六月に官途を退かれるまで、終始特許關係及び鉱山監督の分野で活躍され、その間、特許局長官や仙台、福岡、札幌の鉱山監督局長等の要職を歴任されました。また、発明考案の指導奨励にも携わり、当時君が公にした「発明五十年史」は、君の研究の成果を物語るものであるとともに、技術革新への君のすぐれた洞察の深さを示すものでありまして、われわれはいまさらながらに君の見識に敬意を表する次第であります。(拍手)

官界を去った君は、郷里浜松に帰り、終戦前後の時勢の推移を見詰めておられましたが、戦後のことんとした状況を深く憂え、祖国日本の再建復興、国民生活の安定の早期達成を念願して政界進出を決意されました。

昭和二十四年一月、第二十四回衆議院議員総選挙が行なわれるや、君は、勇躍して静岡第三区から立候補し、みごと当選の榮になられました。

本院に議席を得られてからの中村君の御活躍は、きわめて広い範囲にわたっており、しかも、どの方面においてもりっぱな業績を残しておられます。とりわけ、鉱工業、繊維産業、中小企業対策における功績は大なるものがあるのであります。

昭和四十二年三月二十八日 衆議院會議録第六号

故議員中村幸八君に対する追悼演説 議員唐澤俊樹君逝去につき申詞贈呈の報告 故議員唐澤俊樹君に対する追悼演説

八四

エネルギー革命の波に洗われて危機にさらされた石炭産業の再建、生活の不安におびえる産炭地域の振興、炭鉱離職者の救済、あるいは国際競争力が弱く、貿易の自由化の前に未曾有の難局に直面した金属鉱業の安定、あるいはまた、過剰生産と輸出の不振のためにどん底の苦難をなめている繊維産業の立て直し、あるいは大企業進出の陰に取り残されがちな中小企業の振興、近代化の推進等、どの問題を取り上げてみても、問題解決への前進は、中村幸八君の献身的な努力に負うところきわめて大なるものがあつたのであります。

また、去る三十九年には、本院から派遣されてロペンハーゲンにおける列国議会同盟会議に出席するなど、国際的な視野を一そう深めておられました。かくて、中村君は、本院議員に当選すること前後六回、在職十四年七月月に及び、その間、国政の上に残された功績は、まことに顕著なるものがあつたのであります。

中村先生は、一昨年六月、悪性腫瘍の手術を受けられました。その後間もなく退院されましたが、十分な休養をとるいとまも惜しんで、議員活動に励んでおられました。昨年三月には病軀を押して訪韓、第五十三海洋丸の釈放に尽力されました。このような御無理が災いしたのであります。うか、病勢はとみに進行し、十月三十日に入院されたのを最後に、ついに不帰の客となられたのであります。

て、追悼のことばをいたします。(拍手)  
○議長(石井光次郎君) 去る三月十四日、議員唐澤俊樹君は逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。  
同君に対する申詞は、三月十九日に贈呈いたしました。これを朗読いたします。

(拍手)  
晩年は、繊維工業の構造改善と近代化に真剣に取り組むべく意欲を燃やしておられたと伺っております。

私に、中村君は、旺盛な責任感を持った、まじめに見る清廉高潔な人格者でありました。事を処するにあつて毀譽褒貶を顧みず、ひたすら国政に殉ずる信念に誇りを持たれましたこの君の眞摯な態度こそ、われわれ議会人がもつて範とすべきものであると思つております。(拍手)

わが国政治も、総選挙のきびしい試練を経て、新たな段階を迎え、われわれ議会人は、すみやかに国民希望の清新な政治を具現する責務を負つているのであります。いまほど、先生のような清廉にして高邁な政治家が必要とされているときはないのであります。しかるに、このときを前にして先生を失いましたことは、返す返すも残念なことでありまして、本院にとつても、国家にとりましても、まことに大きな損失であると申さなければなりません。(拍手)

○議長(石井光次郎君) この際、弔意を表するため、下平正一君から発言を求められております。これを許します。下平正一君。  
〔下平正一君登壇〕  
○下平正一君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員唐澤俊樹君は、去る三月十四日、急逝されました。まことに痛惜おくあたわざるものがございます。  
私は、第二十七回総選挙に初めて立候補し、唐澤先生とともに初当選の栄をになつたのであります。が、思えば、先生は、真に尊敬しつづつ堂々と競争できる相手であり、まれに見るりつぱな方でありました。

この間、昭和三十四年には、選ばれて本院商工委員長の要職につき、君の本領を存分に発揮し、その謙虚にして高潔なお人柄と相まって、超党派的な信望を一身に集め、各委員長の名をほしいままにされたことは、われわれの記憶に新たなところであります。(拍手)

「中村幸八は中村幸八なりに、しみではあるが、正直に、まじめにつとめてまいります。」と述べられたのを聞いて、そのお人柄に強く打たれたことがあります。このまじめさと正直さが、農民の心をとりえ、中小企業経営者の信頼をかち得たものといわなければなりません。(拍手)

ここに、先生生前の功績をたたえ、その人となりをしのび、心から御冥福をお祈りいたしました。

故議員唐澤俊樹君に対する追悼演説

中村君の御活躍は、これにとどまりません。かつては、第四次吉田内閣の外務務次官として、当時の多難な外交に大きく寄与されました。

また、党人としては、しばしば総務に推され、先年は、自由民主党の副幹事長として抜群の手腕を発揮し、君の存在はいよいよ重きを加えておりました。さらに、エネルギー事情調査のために欧米各国を歴訪し、日韓親善のために韓国を訪れ、

家系の当主にふさわしく、きわめて端正な方でありましたが、先生の持つ厚い情義とあふれる温情には、交わる人々だれしもが、離れがたい愛着を覚えずにはおられなかつたのであります。

○議長(石井光次郎君) 下平正一君の発言は、誠に痛惜おくあたわざるものがございます。

また、去る三十九年には、本院から派遣されてロペンハーゲンにおける列国議会同盟会議に出席するなど、国際的な視野を一そう深めておられました。かくて、中村君は、本院議員に当選すること前後六回、在職十四年七月月に及び、その間、国政の上に残された功績は、まことに顕著なるものがあつたのであります。

私に、中村君は、旺盛な責任感を持った、まじめに見る清廉高潔な人格者でありました。事を処するにあつて毀譽褒貶を顧みず、ひたすら国政に殉ずる信念に誇りを持たれましたこの君の眞摯な態度こそ、われわれ議会人がもつて範とすべきものであると思つております。(拍手)

わが国政治も、総選挙のきびしい試練を経て、新たな段階を迎え、われわれ議会人は、すみやかに国民希望の清新な政治を具現する責務を負つているのであります。いまほど、先生のような清廉にして高邁な政治家が必要とされているときはないのであります。しかるに、このときを前にして先生を失いましたことは、返す返すも残念なことでありまして、本院にとつても、国家にとりましても、まことに大きな損失であると申さなければなりません。(拍手)

○議長(石井光次郎君) この際、弔意を表するため、下平正一君から発言を求められております。これを許します。下平正一君。  
〔下平正一君登壇〕  
○下平正一君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員唐澤俊樹君は、去る三月十四日、急逝されました。まことに痛惜おくあたわざるものがございます。

また、党人としては、しばしば総務に推され、先年は、自由民主党の副幹事長として抜群の手腕を発揮し、君の存在はいよいよ重きを加えておりました。さらに、エネルギー事情調査のために欧米各国を歴訪し、日韓親善のために韓国を訪れ、

家系の当主にふさわしく、きわめて端正な方でありましたが、先生の持つ厚い情義とあふれる温情には、交わる人々だれしもが、離れがたい愛着を覚えずにはおられなかつたのであります。

○議長(石井光次郎君) 下平正一君の発言は、誠に痛惜おくあたわざるものがございます。

○議長(石井光次郎君) 下平正一君の発言は、誠に痛惜おくあたわざるものがございます。

また、去る三十九年には、本院から派遣されてロペンハーゲンにおける列国議会同盟会議に出席するなど、国際的な視野を一そう深めておられました。かくて、中村君は、本院議員に当選すること前後六回、在職十四年七月月に及び、その間、国政の上に残された功績は、まことに顕著なるものがあつたのであります。

私に、中村君は、旺盛な責任感を持った、まじめに見る清廉高潔な人格者でありました。事を処するにあつて毀譽褒貶を顧みず、ひたすら国政に殉ずる信念に誇りを持たれましたこの君の眞摯な態度こそ、われわれ議会人がもつて範とすべきものであると思つております。(拍手)

わが国政治も、総選挙のきびしい試練を経て、新たな段階を迎え、われわれ議会人は、すみやかに国民希望の清新な政治を具現する責務を負つているのであります。いまほど、先生のような清廉にして高邁な政治家が必要とされているときはないのであります。しかるに、このときを前にして先生を失いましたことは、返す返すも残念なことでありまして、本院にとつても、国家にとりましても、まことに大きな損失であると申さなければなりません。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 下平正一君の発言は、誠に痛惜おくあたわざるものがございます。

また、去る三十九年には、本院から派遣されてロペンハーゲンにおける列国議会同盟会議に出席するなど、国際的な視野を一そう深めておられました。かくて、中村君は、本院議員に当選すること前後六回、在職十四年七月月に及び、その間、国政の上に残された功績は、まことに顕著なるものがあつたのであります。

私に、中村君は、旺盛な責任感を持った、まじめに見る清廉高潔な人格者でありました。事を処するにあつて毀譽褒貶を顧みず、ひたすら国政に殉ずる信念に誇りを持たれましたこの君の眞摯な態度こそ、われわれ議会人がもつて範とすべきものであると思つております。(拍手)

わが国政治も、総選挙のきびしい試練を経て、新たな段階を迎え、われわれ議会人は、すみやかに国民希望の清新な政治を具現する責務を負つているのであります。いまほど、先生のような清廉にして高邁な政治家が必要とされているときはないのであります。しかるに、このときを前にして先生を失いましたことは、返す返すも残念なことでありまして、本院にとつても、国家にとりましても、まことに大きな損失であると申さなければなりません。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 下平正一君の発言は、誠に痛惜おくあたわざるものがございます。

また、去る三十九年には、本院から派遣されてロペンハーゲンにおける列国議会同盟会議に出席するなど、国際的な視野を一そう深めておられました。かくて、中村君は、本院議員に当選すること前後六回、在職十四年七月月に及び、その間、国政の上に残された功績は、まことに顕著なるものがあつたのであります。

私に、中村君は、旺盛な責任感を持った、まじめに見る清廉高潔な人格者でありました。事を処するにあつて毀譽褒貶を顧みず、ひたすら国政に殉ずる信念に誇りを持たれましたこの君の眞摯な態度こそ、われわれ議会人がもつて範とすべきものであると思つております。(拍手)

わが国政治も、総選挙のきびしい試練を経て、新たな段階を迎え、われわれ議会人は、すみやかに国民希望の清新な政治を具現する責務を負つているのであります。いまほど、先生のような清廉にして高邁な政治家が必要とされているときはないのであります。しかるに、このときを前にして先生を失いましたことは、返す返すも残念なことでありまして、本院にとつても、国家にとりましても、まことに大きな損失であると申さなければなりません。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 下平正一君の発言は、誠に痛惜おくあたわざるものがございます。

ここに、諸君の御同意を得て、議員一同を代表して哀悼のことは申し述べにあたり、先生の公私にわたる御厚情をあらためて思い起こし、限りない悲しみがひしひしと胸に迫るのであります。(拍手)

先生が不幸にして病を得られたのは、このたびの総選挙の直前でありました。先生は、立候補する以上、選挙区の諸君としかに触れ、みずからの主張を明確に述べ、もって厳正な審判を受けたことの一念やみがたきものがあつたのであります。が、いかんせん、それもかなわなかつたのであります。それにもかかわらず、先生の清潔なすぐれた人格と高邁な識見に対する期待は、お姿をじかに見ずとも、選挙区の人たちをどうも動揺させることはなく、みごと当選をされたのでございませす。(拍手)

病床にあつてこの報を受けた先生は、「自分の不注意から病氣となり、このような状態で選挙に臨みながら、とうとうい支持を得たことは、まことに相済まぬことである、この上は、完全に健康を回復して、身命を賭して働かなければならぬ、このことこそが皆さんに報いるゆえんである。」と、口癖のように周囲の人たちに語り、専心療養にとめておられることを聞いておりました。

なくなられる数日前、私が病床にお見舞いをいたしましたときも、至つてお元気で、まず、私に、「今度の選挙では一日も帰らず、済まないことである、病氣もなおつて、からだに力さえつけば、一

日も早く国会に出て選挙民の期待にこたえたい。」と一言つておられました。また、「年をとつたので、回復に手間どると思うし、下さん、どうも心臓が少し悪いようだが、まあたいしたことはない。」と、二カ月以上の入院にしては驚くほどのお元気で、わざわざ病室から私を送り出してくれました。この分なら本院に登院される日も違からず望み得ると信じて、帰つてまいりました。そのお姿を思うとき、このような訃報に接するとは夢にも思いませんでした。

唐澤先生は、明治二十四年二月、長野県東筑摩郡山形村に生まれ、幼いころから俊秀の名をほし、いまにされましたが、大正四年に学を終えて、官界に入られました。和歌山県知事を経て、内務省警保局長となり、二・二六事件の責任を負つて、しばらく官界を離れた後、再び法制局長官として返り咲き、次いで内務次官にあげられました。また、昭和十五年、貴族院議員に勅選され、昭和二十一年四月まで、六年にわたつて在職されたのであります。

この間において、責任感の強い先生は、周囲を気にすることなく、一筋に職務の遂行に邁進されました。そして、そのすぐれた手腕が、当時の国情を背景として、要路の人たちの期待を集め、先生をして重要な任務につかせたのであります。

先生に対する評価は、冷厳な敏腕の士であり、逸材であるというのであります。しかし、私が知っている先生は、本来、謙虚な、じみな方であり

ました。後年、御自身で、在来の評価を一心に打ち消そうとされたことは、このことを物語るものでありましよう。

貴族院議員を退かれた後、数年間は政治から離れ、国民体育の向上に尽くし、体育協会、バスケットボール協会、あるいはプロ野球の振興において、指導的役割りを果たしておられます。

その間にも先生の脳裏を離れなかつたのは、祖国の復興であり、そして国民大衆の生活を安定させ、幸福をもたらすことが、自分に課せられた最大の責務であるとの信念に到達されたのであります。(拍手)

かくて、昭和三十年二月の第二十七回総選挙において、みごと本院に議席を得られたのであります。自來当選すること前後四回、在職九年八カ月に及んでおります。

本院に議席を得られてからは、国民の公僕たるの精神に徹し、じみな活動を続けられたのであります。昭和三十三年七月、岸内閣の法務大臣に就任されたとき、私どもは、先生の識見に照らして当然のことであり、かつ、まことにふさわしい方を得たものだ、心から歓迎したのであります。先生は、当時、「私は大臣としても議員としても一年生である、これからこつこつ勉強する。」と言われておりますが、そこには何の気負いも、てらいもない唐澤先生の心情が、生地のまま、にじみ出ているのであります。

本院においても、終始法務委員会を離れること

なく、法務行政の明朗化、民主化のために尽くされたのであります。先生は、大声をあげて主張することはなかつた。しかし、そのじゅんじゅんとして説かれる適切な御意見は、数々の成果をもたらしたのであります。党派をこえて、同僚議員のひとしく敬服するところでありました。(拍手)

また、昭和三十五年十二月以来、本院から推薦されまして、内閣の地方制度調査委員の職にあつて、地方自治の確立に尽くされた功績も、見のがすことはできません。さらに、災害の多い長野県選田の先生は、わが国土をその災禍から守るため、対策の樹立について、深く思いをいたしておられました。

顧みると、唐澤先生の御活躍は、常に国家、国民を離れてはなかつたのであります。その間の御苦労ははかり知れないものがあるとともに、その業績はまことに大なるものがあります。

思うに、先生は、該博な知識と高邁な識見を持つた清廉無比な方でありました。また、たとえささいなことでもゆるがせにすることなく着実にやり遂げる実行力と、何ごとにも筋を通さずにはおかないかたい信念の持ち主でありました。しかも、まれに見る読書家で、よく知識の吸収にため、常にみずからを高めることを怠らなかつたのであります。

先生の日常生活は、まことに質素で清潔でありましたが、その半面、先生は、スポーツを愛し、

昭和四十二年三月二十八日 衆議院會議録第六号

故議員唐澤俊樹君に対する追悼演説 中央社会保険医療協議会委員任命につき事後承認を求めの件 法律案外一案

中央社会保険医療協議会委員任命につき事後承認を求めの件

囲碁に親しみ、俳句をたしなむという、趣味豊かな方でありました。高い気品と風格に加え、素朴で、情に厚く、親しみのあるお人柄であったのも、これらの趣味を通じて、その精髓を体得された結果にはかなりません。党内は言うに及ばず、広く各方面の人々の深い敬愛の的となっておられたのも、当然のことと存じます。(拍手)

去る三月十四日、おりしも本院において内閣総理大臣の施政方針演説が行なわれた日に、先生は、登壇の目を思いつつ、病床にあつて、テレビを通じて各国务大臣の演説を聞かれました。しかるに、間もなく病状が急変し、ここに再びさめることなく、永遠の眠りにつかれたのであります。何とも申し上げようのない運命の無慈悲さに、私は、暗涙にむせび、憤りを覚えずにはおられなかつたのであります。

先生は、かねてより、真に国民から信頼される政治を実現することが、政治家に与えられた重要な課題であると確信し、政治の清潔化、明朗化を提唱してやまなかつたのであります。しかるに、その悲願もむなしく、にわかには七十六年の生涯を閉じられた先生を思うとき、痛恨の念ひとしお切なるものがあります。(拍手)

先生のごとき名利を求めることなく、ひたすらに国民のために議員の職責を遂行するという清廉達識の士を失いましたことは、本院にとつても、国家国民にとつても大きな損失であり、惜しみてもなお余りあるものがあります。(拍手)

ここに、ありし日の唐澤先生のお人柄をしのび、その業績をたたえ、心から御冥福をお祈りして、追悼のことばといたします。(拍手)

中央社会保険医療協議会委員任命につき事後承認を求めの件

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

内閣から、中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君、鈴木武雄君を任命したので、その事後の承認を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、承認を与えるに決しました。

日程第一 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、総理府設置法の一部を改正する法律案、日程第二、文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)、右両案を一括して議題といたします。

右

総理府設置法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十二年三月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表建國記念日審議会の項を削る。

附則第四項中「建國記念日審議会は、昭和四十一年十二月十五日まで、家庭生活問題審議会は、昭和四十二年三月三十一日まで」を「家庭生活問題審議会」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

家庭生活問題審議会の設置期限を昭和四十三年三月三十一日まで一年間延長し、あわせてすでに設置期限を経過した審議会に関する規定を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文部省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十二年三月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の表中「九七、五一七人」を「一〇〇、五五二人」に、「九五、一八三人」を「九八、二一八人」に、「九八、〇六三人」を「一〇一、〇九八人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

理由

国立学校における学年の進行等に伴い、国立学校の職員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長關谷勝利君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔關谷勝利君登壇〕

○關谷勝利君 ただいま議題となりました二法案

につぎまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

總理府設置法の一部を改正する法律案は、總理府の附屬機関である家庭生活問題審議会の設置期限を一カ年延長すること、すでに設置期限を経過しておる建国記念日審議会に関する規定を整理しようとするもので、去る三月十八日本委員会に付託され、二十三日、政府より提案理由の説明を聴取し、質疑を終了、討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、内閣提出第三号、文部省設置法の一部を改正する法律案は、昭和四十一年度以前に国立学校に新設または拡充された学部、学科等の学年進行等に伴い、国立学校の職員を三千三十五人増員しようとするもので、去る三月十六日本委員会に付託され、二十三日政府より提案理由の説明を聴取し、二十四日、質疑を終了、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 放送法第三十七條第二項の規定に

基づき、承認を求めるの件

○議長(石井光次郎君) 日程第三、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和四十二年三月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和四十二年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会昭和四十二年度収支予算、事業計画及び資金計画  
昭和四十二年度収支予算

予算総則

第1条 昭和四十二年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額額は、330円(ラジオのみの受信についての契約にあつては50円)とする。ただし12か月分を前納する者については当該12か月分は3,650円(ラジオのみの受信についての契約にあつては550円)、6か月分を前納する者については当該6か月分は1,820円(ラジオのみの受信についての契約にあつては280円)とする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限って、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第5条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

第6条 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第7条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

第8条 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第9条 事業費の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還または設備の新設、改善に充てることができる。

第10条 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し

9

増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前期繰越収支剰余金が本予算において予定する金額に比し増減したときは、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の新設、改善に充てた経費を加減して使用することができる。

第9条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り繰り越したければならない。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第11条 国際放送ならびに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

昭和42年度収支予算書

(款) 前期繰越収支剰余金	(収)	入)	2,000,000千円
(款) 資本収入	(収)	入)	19,081,800千円
(項) 放送債券	(収)	入)	2,000,000千円
長期借入金	(収)	入)	3,370,000千円
売却固定資産代金	(収)	入)	30,000千円
減価償却引当金	(収)	入)	10,600,000千円
放送債券償還積立金戻入	(収)	入)	3,081,800千円
(款) 事業収入	(収)	入)	78,206,298千円
(項) 受信信料	(収)	入)	77,084,790千円
交付金収入	(収)	入)	148,444千円
雑収入	(収)	入)	1,023,064千円
(款) 資本支出	(支)	出)	27,432,306千円
(項) 建設費	(支)	出)	19,000,000千円

放送債券償還積立金繰入  
諸返還金

(款) 事業支出	(支)	出)	2,303,260千円
(項) 給与	(支)	出)	6,129,046千円
国内放送費	(支)	出)	71,355,792千円
国際放送費	(支)	出)	18,624,498千円
業務費	(支)	出)	22,578,036千円
管理費	(支)	出)	707,154千円
調査研究費	(支)	出)	6,189,860千円
減価償却費	(支)	出)	8,502,633千円
繰越経費	(支)	出)	1,489,490千円
繰越経費	(支)	出)	10,600,000千円
繰越経費	(支)	出)	2,664,121千円
(款) 予備金	(支)	出)	500,000千円
(款) 後期繰越収支剰余金	(支)	出)	0千円

昭和42年度事業計画

1 計画概説

昭和42年度における日本放送協会の事業運営については、昭和37年度を起点とする第2次6か年計画の最終年度としての諸計画を各部門にわたり積極的に推進することとし、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成につとめるとともに、すぐれた放送を実施して、国民の要望にこたえ、国民生活の充実に資する。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオとも全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成を目標に積極的な建設を行なう。また、ラジオにおいては、標準放送網の整備を行なうほか、超短波放送局の置局を進める。

(2) テレビジョン、ラジオとも番組内容の向上刷新を図ることとし、特に、教育テレビジョンにおいては、放送時間を延長して教育、教養番組の充実につとめる。また、テレビジョンローカル放送においても、地域社会に密着した報道、教養番組の拡充強化を行なう。

(3) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用についても、農村、漁村における放送視聴グループの育成等により、積極的に促進する。

(4) 受信契約者の普及については、建設計画の推進とあいまって、受信者の開発につとめることともに、受信者の理解と協力をうるよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持増加を図る。

一方、受信料の免除については、社会福祉上の見地から、新たに、契約乙の受信者のうち、辺地居住地帯、肢体不自由者、戦傷病者、原子爆弾被爆者ならびに母子世帯および高齢者世帯の一部に対し、契約乙受信料全額免除の措置を講ずる。

(5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行なうとともに、放送時間を増加し、放送効果の増大を図る。

(6) 調査研究については、放送番組および放送技術水準の向上を期するため、基礎的研究の充実、その他調査研究活動の全般にわたり強化を図るとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたり業務の合理化を積極的に推進し、企業効率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

## 2 建設計画

建設計画については、テレビジョン放送網およびラジオ放送網の建設に42億4,000万円、演奏所の整備および放送設備の充実、改善に129億500万円、研究施設等の整備に15億5,500万円、総額190億円をもって施行する。

### (1) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の全国普及の早期達成を図るため、総合、教育用テレビジョン局とも、明智等120局の建設を完成し、50局の建設に着手する。また、テレビジョン放送所自家発電装置の整備、無人化等を行なう。

これらに要する経費は、30億8,200万円である。

### (2) ラジオ放送網計画

放送の受信困難な地域の解消を図るため、大阪大電力放送局の建設、第2放送4局の増設を実施するほか、ラジオ放送所の無人化等を行なう。また、超短波放送についても能代等40局の建設を行なう。

これらに要する経費は、11億5,800万円である。

(3) 演奏所整備計画  
放送規模の拡大、放送内容の多様化に対処し、番組制作体制の確立を図るため、放送センター第2期工事を取り進める。また、ローカル放送の充実に対処するとともに、老朽諸設備の改善を図るため、松山、北見、山形、佐賀等地方局演奏所の整備を行なう。

これらに要する経費は、58億1,000万円である。

### (4) 放送設備整備計画

放送番組の拡充に対処し、あわせて良質放送を実施するため、テレビジョン放送設備においては、スタジオ設備、録画送像設備、中継設備、撮影設備等の整備を行なう。特に、カラー放送拡充のためのスタジオ設備、録画送像設備等については、重点的に整備を図る。また、ラジオ放送設備においては、録音中継設備、無線設備等の整備を行なう。このほか、番組編集、送出体系の自動化を進めるほか、電源設備、楽器の整備等を行なう。

これらに要する経費は、70億9,500万円である。

### (5) 研究設備、一般施設整備計画

放送技術、放送番組の調査研究の進展に対処して、研究用施設、調査用機器の整備を図る。また、一般施設については、事務室、宿舍の増改築等を行なうほか、業務の合理化のための機器の整備を図る。

これらに要する経費は、18億5,500万円である。

## 3 事業運営計画

### (1) 要員および給与

要員については、業務の合理化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最少限の人員にとどめることとし、前年度14,600人に対し、設備の増加、業務の拡充等による増員を130人とし、総員14,730人である。

これに対する給与は、総額186億2,449万8千円である。

### (2) 国内放送

テレビジョンについては、総合放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の向上刷新につとめ、教育放送は、放送時間を前年度の1日16時間30分に対し、1時間30分増加して、1日18時間とし、青少年および一般社会人等を対象とする学校放送、通信教育番組等の教育番組を中心に編成し、内容の充実を図る。また、カラーレ

ラジオ放送においては、放送時間を1日3時間20分増加して、1日7時間30分とし、カラー番組の積極的な編成につとめる。

ローカル放送においては、1日1時間30分の放送時間により、地域社会に直結した報道、教育番組の充実を図る。

ラジオについては、第1放送1日19時間、第2放送1日18時間30分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、受信者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行なう。また、超短波放送においては、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした番組の刷新強化を図る。このほか、報道取材編集体制の強化、放送番組の利用促進等の諸計画を実施する。

このため、番組関係に要する経費の総額は、138億4,979万4千円である。すなわち、番組制作に117億9,695万4千円、番組の編成企画その他に20億5,284万円である。

イ 放送施設の運用維持については、保守運用の合理化等により極力経費の節減を図ることとするが、置局による設備の増加等により、前年度36億8,559万5千円に対し、7億8,682万5千円の増額となり、総額44億7,192万円である。

ウ 通信施設関係については、前年度43億7,080万5千円に対し、1億1,448万3千円の減額となり、総額42億5,632万2千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度211億6,280万5千円に対し、14億1,514万1千円の増額となり、総額225億7,803万6千円である。

(3) 国際放送

国際放送については、放送区域は前年度どおり18方向とするが、放送時間を前年度の1日36時間に対し、30分増加して、1日36時間30分とし、アジア近隣地域向け等について拡充を図るとともに、報道番組の充実強化、送信の増力等を行ない、放送効果の増大を図る。

このため、前年度6億8,391万6千円に対し、2,323万8千円の増額となり、総額7億7,15万4千円である。

(4) 業務関係

業務関係については、協会事業の周知の強化ならびに雑音防止等受信の改善につとめるとともに、大都市圏における総合受信者対策、UHFテレビジョンの置局地域に対する受信者の維持開発対策、テレビジョン共同受信施設に対する助成等により、極力、受信契約者の維持増加につとめ、あわせて受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度58億5,575万5千円に対し、3億3,410万5千円の増額となり、総額61億8,986万円である。すなわち、広報および受信改善関係に13億2,567万3千円、契約収納関係に48億6,418万7千円である。

(5) 管理関係

管理関係については、業務全般にわたり合理化を積極的推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、設備の増加等により、前年度78億8,472万1千円に対し、6億1,791万2千円の増額となり、総額85億2,633万3千円である。すなわち、一般管理に14億4,676万6千円、施設の維持管理に20億7,957万9千円、職員の厚生保健に24億1,923万円、退職手当その他に25億5,706万8千円である。

(6) 調査研究関係

調査研究関係については、番組面において、国民世論動向調査、テレビジョンおよびラジオ番組視聴状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、放送衛星の開発に関する研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行なう。

このため、前年度13億9,949万円に対し、9,000万円の増額となり、総額14億8,949万円である。

(7) 財務関係

以上のほか、事業運営のために必要な経費として、減価償却費106億円、未収受信料欠損償却、放送債券発行償還経費、支払利息等の関連経費26億6,412万1千円および予備金5億円を計上する。

4 受信契約者数

(1) 放送受信契約甲

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和42年度	昭和41年度	増 減
年度初頭契約者数	19,101,000	18,121,000	980,000
年度内新規契約者数	2,630,000	2,630,000	0
年度内廃止契約者数	1,650,000	1,650,000	0
年度内増加契約者数	980,000	980,000	0



1 受信料免除者見込数

区 分	昭和42年度	昭和41年度	増 減
年度初頭免除者数	135,000	103,000	32,000
年度内新規免除者数	46,000	37,000	9,000
年度内廃止免除者数	6,000	5,000	1,000
年度内増加免除者数	40,000	32,000	8,000

(2) 放送受信契約乙

7 有料契約者見込数

区 分	昭和42年度	昭和41年度	増 減
年度初頭契約者数	1,178,000	1,478,000	▲ 300,000
年度内新規契約者数	570,000	684,000	▲ 64,000
年度内廃止契約者数	470,000	522,000	▲ 52,000
年度内増加契約者数	100,000	112,000	▲ 12,000

1 受信料免除者見込数

区 分	昭和42年度	昭和41年度	増 減
年度初頭免除者数	1,262,000	883,000	379,000
年度内新規免除者数	29,000	27,000	2,000
年度内廃止免除者数	52,000	60,000	▲ 8,000
年度内増加免除者数	23,000	33,000	▲ 10,000

昭和42年度資金計画

昭和42年度収支予算および事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。

1 本年度の入金額

受信料収入については、放送受信契約甲において年度初頭契約者数1,910万1千、年度内増加契

約者数88万、これによる受信料収入予算768億1,094万円から年度内に収納に至らないものを控除し

た受信料収納額758億5,307万4千円、放送受信契約乙において年度初頭契約者数117万8千、年度内増加契約者数10万、これによる受信料収入予算7億2,385万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額7億213万4千円、計765億5,520万8千円を予定する。

このほか、国際放送関係政府交付金1億4,785万円、選挙放送関係交付金59万4千円、受入利息、巡回相談収入等の雑収入10億2,306万4千円、放送債券20億円発行による入金19億9,000万円、長期借入金38億7,000万円、固定資産売却代金3,000万円、放送債券返済法定積立金からのれい入額30億8,180万円、前受金等20億2,263万3千円、計116億6,594万1千円を見込む。

以上入金額合計は、882億2,114万9千円である。

2 本年度の出金額

事業経費579億9,167万1千円、放送設備建設改修費190億円、放送債券返済44億5,680万円、長期借入金返済16億7,224万6千円、放送債券返済法定積立金23億326万円、予備金5億円、放送債券利息等37億1,272万円をあわせ、合計896億3,669万7千円である。

3 資金の需要および調達を4半期にみれば、別表のとおりである。

別表

(単位 千円)

区 分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合 計
1 前期繰越金	2,800,000	4,338,148	3,929,461	2,489,609	—
2 収入	20,851,855	20,431,717	21,443,145	25,494,432	88,221,149
受信料甲	18,769,352	19,015,652	19,261,952	19,508,252	76,555,208
契約乙	18,599,443	18,841,993	19,084,544	19,327,094	75,853,074
契約	169,909	173,659	177,408	181,188	702,134
放送債	0	0	0	1,990,000	1,990,000
借入金	0	0	1,000,000	2,570,000	3,570,000
長期借入金	37,448	36,989	37,017	36,980	148,444
交付金収入	255,766	255,766	255,766	255,766	1,023,064
雑収入					

固定資産売却代金	7,500	7,500	7,500	7,500	30,000
放送債券返済金	687,400	601,000	707,400	1,086,000	3,081,800
前受金	1,094,389	514,810	173,510	239,924	2,022,633
支	19,313,707	20,840,404	22,882,997	26,599,588	89,636,697
事業経費	13,093,608	13,406,238	15,919,879	15,571,946	57,991,671
放送設備建設改修費	3,143,063	4,529,223	5,251,449	6,076,265	19,000,000
放送債券返済	1,037,400	776,000	1,047,400	1,596,000	4,456,800
長期借入金返済	600,000	983,618	0	138,628	1,672,246
法定積立金	0	0	0	2,303,260	2,303,260
予備金	125,000	125,000	125,000	125,000	500,000
放送債券利息等	1,314,636	1,070,325	539,269	788,490	3,712,720
後期繰越金	4,338,148	3,929,461	2,489,609	1,384,452	—

日本放送協会昭和42年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する郵政大臣の意見

書 意 見 書

日本放送協会(以下「協会」という)の昭和42年度収支予算、事業計画および資金計画は、おおむね適当と認める。

なお、事業計画、放送網の建設計画については、免許方針との関連において、変更の必要が生ずる場合もあると考える。

また、事業計画等の実施にあつては、次の点に十分配慮すべきものと考ええる。

- 1 テレビジョン放送の普及に伴い、放送の果たす社会的役割がますます大きなものとなつてきた現状において、協会は、国民から付託された使命を深く認識し、公正な態度をもつて事業の健全な運営に努めるべきである。

- 2 協会は、その事業の運営が国民の負担においてなされているものであることにかんがみ、その財

政の健全性を将来にわたり確保するため、経費削減に対する認識を新たにし、経費の効率的使用について格段の努力をする必要がある。

3 建設計画においては、放送網の建設のほか、演奏所の整備、放送設備の整備等を行なうこととしているが、協会は、放送の全国的普及というその基本的な使命にかんがみ、テレビジョン放送の難視聴地域の解消の促進に、特に力を注ぐべきである。

理 由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和42年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

○議事(口井米太郎君) 委員長の報告を承め、その内容を要約して申し上げますが、その内容の概略を申し上げます。まず、収支予算の規模は、収支いずれも九百九十二億八千八百万円でありまして、これに照応する事業計画は、「テレビラジオ両面放送網の整備、放送番組の充実、放送利用の促進、国際放送の拡充、研究活動の強化などの施策を進めるほか、契約上の受信者に対する受信料の減免措置を大幅に拡大すること」といたしてあります。

【録音機雑音対策】

○放送機雑音 ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件は、「受信委員会に於ける雑音の検閲と結果を御報告いたします。」

この議案は、日本放送協会の昭和四十二年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認

を受けて以来、数回の会議を通じて政府並びにH K事務局より説明を聴取し、質疑を行なったのであ

りますが、三月二十五日、討論採決の結果、全会一致をもって本議案はこれに承認を与うべきものと議決した次第であります。

なお、採決の後、委員会は、政府並びにNHKに対する三点の要望事項を内容とする附帯決議を付することを、これまた全会一致をもって議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民

税及び市町村民税等の臨時特例に関する法

律案(内閣提出)

○亀岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、昭和四十二年分

昭和四十二年三月二十八日 衆議院会議録第六号

の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案を議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年三月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律

(退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税の特例)

第一条 昭和四十二年中に支払うべき退職手当等(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二十三条第一項第六号及び第二百九十二条第一項第六号に掲げる退職手当等をいう。)で昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払うものに係る法

附則第九十三項の規定の適用については、同項中「状況により、所得税法第三十条第三項及び第四項の規定の例によつて計算した額とする」とあるのは、「状況における所得税法第三十条第三項に規定する勤続年数の計算の例によつて算定した勤続年数に應ずる昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律(昭和四十二年法律第

号)別表に掲げる控除額による」とする。

(土地の取得に対する不動産取得税の特例)

第二条 昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間における次に掲げる土地の取得に

対する不動産取得税については、法附則第七項又は第九項の規定の例による。

一 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第六条第二項の規定に基づ

く農業委員会のあるところにより開拓者(法附則第七項の開拓者をいう。以下この号において同じ)が他の開拓者から耕作又は養畜の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得

地の取得

二 前号のあつせんによる農地の交換分合による土地の取得

附則

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

昭和四十二年三月二十八日 衆議院会議録第六号

昭和四十二年三月二十八日 衆議院會議録第六号 昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案

別 表

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額		勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4 年 以 下	200,000 <sup>円</sup>	700,000 <sup>円</sup>	23 年	2,100,000 <sup>円</sup>	2,600,000 <sup>円</sup>
			24 年	2,300,000	2,800,000
			25 年	2,500,000	3,000,000
5 年	250,000	750,000	26 年	2,700,000	3,200,000
6 年	300,000	800,000	27 年	2,900,000	3,400,000
7 年	350,000	850,000	28 年	3,100,000	3,600,000
8 年	400,000	900,000	29 年	3,300,000	3,800,000
9 年	450,000	950,000	30 年	3,500,000	4,000,000
10 年	500,000	1,000,000	31 年	3,800,000	4,300,000
11 年	600,000	1,100,000	32 年	4,100,000	4,600,000
12 年	700,000	1,200,000	33 年	4,400,000	4,900,000
13 年	800,000	1,300,000	34 年	4,700,000	5,200,000
14 年	900,000	1,400,000	35 年	5,000,000	5,500,000
15 年	1,000,000	1,500,000	36 年	5,300,000	5,800,000
16 年	1,100,000	1,600,000	37 年	5,600,000	6,100,000
17 年	1,200,000	1,700,000	38 年	5,900,000	6,400,000
18 年	1,300,000	1,800,000	39 年	6,200,000	6,700,000
19 年	1,400,000	1,900,000	40 年	6,500,000	7,000,000
20 年	1,500,000	2,000,000	41 年 以 上	6,500,000 <sup>円</sup> に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000 <sup>円</sup> を加算した金額	7,000,000 <sup>円</sup> に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000 <sup>円</sup> を加算した金額
21 年	1,700,000	2,200,000			
22 年	1,900,000	2,400,000			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「勤続年数」とは、第一条の規定により読み替えられた法附則第九十三項に規定する勤続年数をいう。
- (二) 「障害退職の場合」とは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第四項第二号に掲げる場合に該当する場合をいう。
- (三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考) 退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

理由

退職手当等に係る税負担の軽減に関する改正法律が施行されるまでの間に支払われる退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税の負担の軽減をすみやかに為かるため、これらの税額の算定に関する特例を設けるとともに、開拓者が取得する一定の土地に係る不動産取得税の非課税措置等の期限を差しあたり延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長亀山孝一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔亀山孝一君登壇〕

○亀山孝一君 たいま議題となりました昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和四十二年四月及び五月に支払われる退職手当等にかかる住民税の負担の軽減をすみやかに為かるため、これらの税額の算定に関する特例を設けるとともに、開拓者が取得する一定の土地にかかる不動産取得税の非課税措置等の期限を延長しようとするものであります。

本案は、三月十六日当委員会に付託され、同月二十三日自治大臣より提案理由の説明を聴取し、本二十八日、質疑を終了、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○亀岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案

右

昭和三十二年三月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律

プラント類輸出促進臨時措置法(昭和三十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。附則第三項中「昭和四十二年三月三十一日」を

「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

プラント類輸出の促進を図る必要性がなお存

続している実情にかんがみ、プラント類輸出促進臨時措置法の有効期間を昭和四十六年三月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

右

昭和四十二年三月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律

中小企業信用保険臨時措置法(昭和四十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。附則第三項中「昭和四十二年三月三十一日」を

「昭和四十二年六月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることに於て中小企業の経営の安定を図る必要性がなお存している実情にかんがみ、中小企業信用保険臨時措置法の有効期間を昭和四十二年六月三十日まで延長する必要がある。これが、この

昭和四十二年三月二十八日 衆議院會議録第六号

法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事嶋田宗一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔嶋田宗一君登壇〕

○嶋田宗一君 たいだいま議題となりましたプラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案、及び中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

プラント類の輸出は、貿易振興上きわめて重要な役割りを有しておりますが、わが国における最大の弱点は、プラントの設計、計画の業務、いわゆるコンサルティングの体制の不備でありまして、欧米諸国に比して著しい立ちおくれを示しております。この弱点を補強するため、コンサルティングの欠陥による保証損失の一部を政府が補償するという趣旨の現行法が昭和三十四年に制定されたのであります。

現行法は、一回の延長改正を経て、現在、本年三月末までの限時法となっておりますが、コンサルティング体制の現状はまだまだ万全とは言いがた

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案外一案

く、補強措置の存続が必要であるという理由によりまして、本法の有効期間をさらに四年間、昭和四十六年三月末まで延長するため、本改正案が提出されたのであります。

次に、中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は、中小企業信用保険に、中小企業者が物的担保を要せず保証人だけで信用保証協会の保証により資金の融通が受けられる無担保保険制度及び取引の相手方である事業者の倒産または操短により、経営の安定に支障を生じている中小企業の資金にかかる保証についての保険特別措置を臨時的に設けたものであり、その有効期間は昭和四十二年三月三十一日までとなっております。

しかしながら、御承知のとおり、中小企業を取り巻く諸情勢は大きく変動しつつあり、しかも、中小企業者の経営について多くの不安定要因がなお存続しており、今後とも本法の必要性が強く要請されておりますので、本法を恒久化するため、別途、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案が提出されております。

本改正案は、この恒久化が実現するまでの三カ月間、臨時措置を延長しようとするもので、その内容は、法律の有効期限を昭和四十二年六月末までに改めるものであります。

両案は、三月十六日商工委員会に付託され、二十二日菅野通商産業大臣より、それぞれ提案理由の説明を聴取し、三月二十四日より質疑に入り、

きわめて熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲ります。

本日に至り、質疑を終了し、引き続き採決いたしましたところ、両案はそれぞれ全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これより採決に入りま

す。まず、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本家の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

九六

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

昭和四十一年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

○龜岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略し、昭和四十一年度衆議院予備金支出の件とともに一括議題となし、委員長の趣旨弁明及び報告を求め、その審査を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 龜岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十一年度衆議院予備金支出の件、右両件を一括して議題といたします。

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

提出者

議院運営委員長 坪川 信三

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十一年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「秘書官の三号俸」を「秘書官の五号俸」に、「七等級三号俸の俸給月額に相当する額」に七号俸を加えた額を「六等級十一号俸の俸給月額に相当する額」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」を削り、「七等級三号俸」を「六等級十一号俸」に改める。

昭和四十一年度衆議院予備金支出

昭和四十年十二月二十日以降同四十一年十二月二十六日までの間において衆議院予備金から支出した金額は左のとおりである。

支 出 総 額 五、八八〇、〇〇〇円

昭和四十一年度 〇円  
昭和四十一年度 五、八八〇、〇〇〇円

附 則

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

理 由

国会議員の秘書の滞在雑費及び閉会中雑費を廃止し、並びにその給料月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和四十二年度において約二億三千七百万円であつて予算に計上済みである。

報告書

一、昭和四十一年度衆議院予備金支出の件  
右件につき本院の承諾を求めため報告する。

昭和四十二年三月二十八日  
議院運営委員長 坪川 信三  
衆議院議長 石井光次郎殿

内 訳

区 分	金 額	理 由 及 び 内 訳	議院運営委員 会承認年月日
昭和四十年年度国会所管 (組織) 衆議院 (項) 衆議院予備経費 第五十一回国会にお いて支出承諾済額	七、〇〇〇、〇〇〇 〇		
合 計	七、〇〇〇、〇〇〇		
予 算 残 額	七、〇〇〇、〇〇〇		
差 引 予 算 残 額	〇		
昭和四十一年度国会所管 (組織) 衆議院 (項) 衆議院予備経費 5 弔 慰 金	五、八八〇、〇〇〇	在職中死亡した議員の遺族に対し弔慰金の支給を要するため 故議員青木正君分 二、八〇〇、〇〇〇円 故議員中村幸八君分 三、〇〇〇、〇〇〇円 歳費一年分相当額 三、〇〇〇、〇〇〇円	昭和四十一年 四月二十六日 同 年 十二月二十七日
予 算 残 額	七、〇〇〇、〇〇〇		
差 引 予 算 残 額	一、一二〇、〇〇〇		

○議長(石井光次郎君) 委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。議院運営委員長坪川信三君。  
〔坪川信三君登壇〕

○坪川信三君 たいだいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、現在秘書に支給されている滞雑費及び閉会中雑費を廃止して給料に繰り入れ、秘書の給料月額を、その一人は秘書官五号俸の額

に相当する額に、他の一人は行政職俸給表(一)の六等級十一号俸の額に相当する額に改めることとし、昭和四十二年四月一日から施行しようとするものであります。

本法律案は、議院運営委員会において起草、提出したものであります。何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。

次に、昭和四十一年度衆議院予備金支出の件について御報告申し上げます。

今回御承諾をお願いいたしますのは、昭和四十

午後三時三十一分散会

出席國務大臣

文部大臣	劍木 亨弘君
厚生大臣	坊 秀男君
通商産業大臣	菅野和太郎君
郵政大臣	小林 武治君
自治大臣	藤枝 泉介君
國務大臣	塚原 俊郎君

出席政府委員

郵政大臣官房長	竹下 一記君
郵政省電波監理局長	淺野 賢澄君

朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、去る十四日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君及び鈴木武雄君を二月七日付をもつて任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第七項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

(委員推薦通知)

一、去る十七日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

永山 忠則君	山崎 巖君
岡崎 英城君	渡海元三郎君

(政府委員承認)

一、去る二十四日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

通商産業省公益事業局長事務代理	藤波 恒雄
-----------------	-------

一、去る二十五日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済局長事務代理	鶴見 清彦
大蔵省関税局長事務代理	細見 卓
通商産業省鉱山保安局長	中川理一郎

(政府委員任命)

一、去る二十四日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、二十四日議長において承認した藤波恒雄を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十七日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、去る二十五日付議長において承認した鶴見清彦外二名を昨二十七日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る二十四日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、同日(通商産業省公益事業局長)安達次郎の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、去る二十五日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、同日(外務省経済局長)加藤匡夫および(大蔵省関税局長)谷川宏の第五十五回国会政府

昭和四十二年三月二十八日 衆議院會議録第六号  
年十二月二十日から昭和四十一年十二月二十六日までの間に本院で支出した予備金五百八十八万円であります。その所属年度は全額昭和四十一年度分でありまして、使途は、すべて在職中にならねられた議員の遺族に贈った弔慰金であります。

これらの支出については、そのつど議院運営委員会の承認を経たものでありますから、御承諾くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

まず、国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、昭和四十一年度衆議院予備金支出の件につき採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、承諾を与えるに決しました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。



委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る二十五日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、二十四日付をもつて通商産業省鉱山保安局長森五郎は退職したので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(議員当選報告書受領)

一、今二十八日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、次の報告書を受領した。  
内閣自第一二号

昭和四十二年三月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院選挙区長野県第四区選出議員の繰上補充による当選人について

昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員総選挙において当選した衆議院選挙区長野県第四区選出議員唐澤俊樹の死亡にともなう繰上補充による当選人について、左記のとおり自治大臣から報告があつたので、公職選挙法第八八条第二項の規定により報告する。

記

選挙期日 昭和四十二年一月二十九日

当選年月日 昭和四十二年三月二十七日

当選告示年月日 昭和四十二年三月二十七日

当選証書附与年月日 昭和四十二年三月二十七日

当選人の得票数 四四、六五五票

当選人氏名 小澤 貞幸

住所 長野県松本市大字笹賀四三三

党派 民主党

職業 会社社員

生年月日 大正五年十二月一日

(当選証書対照)

一、今二十八日、当選証書の対照を終わつた議員は次の通りである。

長野県第四区選出

小澤 貞幸君

(議席指定)

一、今二十八日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次の通り指定した。

六九 小澤 貞幸君

(理事補欠選任)

一、去る十八日、大蔵委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 毛利 松平君(理事山中貞則君去る十日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十三日、決算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 中村 重光君(理事佐藤観次郎君去る二十三日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十五日、通信委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 亀岡 高夫君(理事秋田大助君去る二十五日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員 伏木 和雄君

通信委員 根本龍太郎君

予算委員 有田 喜一君

一、去る十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員 菅波 茂君

通信委員 八田 貞義君

予算委員 有田 喜一君

一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 荒木萬壽夫君

大蔵委員 西岡 武夫君

社会労働委員 江崎 真澄君

予算委員 伏木 和雄君

一、去る二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 大橋 敏雄君

通信委員 竹本 孫一君

文教委員 吉田 賢一君

建設委員 荒木萬壽夫君

予算委員 渡辺 榮一君

一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員 西岡 武夫君

通信委員 渡辺 敏雄君

運輸委員 山崎 巖君

予算委員 鈴木 善幸君

一、去る二十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 山下 元利君

社会労働委員 渡辺 肇君

文教委員 山崎 巖君

予算委員 鈴木 善幸君

一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 鈴木 善幸君

予算委員 鈴木 善幸君

西村 榮一君 登坂重次郎君

根本龍太郎君

一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 藤波 孝生君

大蔵委員 鯨岡 兵輔君

予算委員 永末 英一君

荒木萬壽夫君

川崎 秀二君

竹本 孫一君

重政 誠之君

西岡 武夫君

村山 達雄君

江崎 真澄君

重政 誠之君

西岡 武夫君

鈴木 善幸君

山崎 巖君

鈴木 善幸君

山崎 巖君

鈴木 善幸君

山崎 巖君

鈴木 善幸君

山崎 巖君

鈴木 善幸君

山崎 巖君

鈴木 善幸君

山崎 巖君

鈴木 善幸君

山崎 巖君

鈴木 善幸君

山崎 巖君

<p>福田 一君 藤波 孝生君 古井 喜實君 山崎 巖君 春日 一幸君 菅波 茂君 箕輪 登君 山下 元利君 渡辺 肇君</p> <p>決算委員 菅波 茂君 中曾根康弘君</p> <p>一、去る二十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 地方行政委員 小濱 新次君 法務委員 西宮 弘君 山中 吾郎君 大蔵委員 川崎 秀二君 文教委員 河野 洋平君 広川シズエ君 川村 継義君 灘尾 弘吉君 野田 卯一君 阪上安太郎君</p> <p>社会労働委員 箕輪 登君 鈴木 善幸君 通信委員 山花 秀雄君 畑 和君 福田 一君</p> <p>建設委員 船田 中君 予算委員 鈴木 善幸君 灘尾 弘吉君 野田 卯一君 山崎 巖君 猪俣 浩三君 阪上安太郎君 高田 富之君 畑 和君</p>	<p>山中 吾郎君 広沢 直樹君 矢野 紬也君 中井徳次郎君 山花 秀雄君 加藤 六月君 飯谷 忠男君 鯨岡 兵輔君 河野 洋平君 塚田 徹君 登坂重次郎君 広川シズエ君 箕輪 登君 渡辺 栄一君 赤路 友藏君 川村 継義君 西宮 弘君 江崎 真澄君</p> <p>決算委員 江崎 真澄君 議院運営委員 塚田 徹君 只松 祐治君 中谷 鉄也君 猪俣 浩三君 山崎 巖君 高田 富之君</p> <p>(常任委員補欠選任) 一、去る十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 社会労働委員 浅井 美幸君 通信委員 有田 喜一君 予算委員 根本龍太郎君</p> <p>一、去る十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 社会労働委員 八田 貞義君 伏木 和雄君 菅波 茂君 通信委員 荒木萬壽夫君 予算委員 有田 喜一君 大橋 敏雄君</p>	<p>一、去る二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 外務委員 毛利 松平君 大蔵委員 江崎 真澄君 西岡 武夫君 社会労働委員 大橋 敏雄君 菅波 茂君 西岡 武夫君 登坂重次郎君 江崎 真澄君</p> <p>一、去る二十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 大蔵委員 西村 榮一君 文教委員 永江 一夫君 通信委員 根本龍太郎君 建設委員 船田 中君 予算委員 渡辺 栄一君 竹本 孫一君 春日 一幸君 中野 四郎君 荒木萬壽夫君</p> <p>一、去る二十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 法務委員 重政 誠之君 大蔵委員 川崎 秀二君 荒木萬壽夫君 竹本 孫一君 西岡 武夫君 西岡 武夫君 登坂重次郎君 飯岡 兵輔君 藤波 孝生君</p>	<p>永末 英一君 荒木萬壽夫君 江崎 真澄君 一、去る二十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 法務委員 鈴木 善幸君 山下 元利君 文教委員 山崎 巖君 渡辺 肇君 社会労働委員 古井 喜實君 箕輪 登君 運輸委員 古井 喜實君 秋田 大助君 通信委員 亀岡 高夫君 渡辺 肇君 菅波 茂君 中曾根康弘君 小淵 恵三君 福田 一君</p> <p>予算委員 山下 元利君 飯谷 忠男君 加藤 六月君 菅波 茂君 箕輪 登君 渡辺 肇君 曾根 益君 藤波 孝生君 古井 喜實君 鈴木 善幸君 山崎 巖君</p> <p>決算委員 中曾根康弘君 菅波 茂君 一、去る二十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 地方行政委員 矢野 紬也君 法務委員</p>
---	--	---	--

大蔵委員 山中 吾郎君  
 文教委員 西宮 弘君  
 灘尾 弘吉君 鯨岡 兵輔君  
 阪上安太郎君 河野 洋平君  
 廣川シズエ君 川村 継義君

社会労働委員 鈴木 善幸君 箕輪 登君  
 通信委員 畑 和君 山花 秀雄君  
 加藤 六月君 渡辺 栄一君

建設委員 箕輪 登君 河野 洋平君  
 預算委員 廣川シズエ君 塚田 徹君  
 中井徳次郎君 川村 継義君  
 赤路 友藏君 山花 秀雄君  
 西宮 弘君 正木 良明君  
 小濱 新次君 猪俣 浩三君  
 畑 和君 福田 一君  
 中野 四郎君 川崎 秀二君  
 灘尾 弘吉君 山崎 巖君  
 江崎 真澄君 野田 卯一君  
 鈴木 善幸君 船田 中君  
 高田 富之君 阪上安太郎君  
 山中 吾郎君 村山 達雄君

議院運営委員 村山 達雄君

山崎 巖君 高田 富之君  
 猪俣 浩三君 中谷 鉄也君  
 塚田 徹君 只松 祐治君

(理事補欠選任)  
 一、去る二十四日、沖繩問題等に関する特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。  
 理事 竹下 登君(理事毛利松平君去る二月二十一日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任)  
 一、去る十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。  
 物価問題等に関する特別委員 石田幸四郎君

一、去る二十二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。  
 石炭対策特別委員 廣瀬 正雄君  
 (特別委員補欠選任)  
 一、去る十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。  
 物価問題等に関する特別委員 正木 良明君

りである。  
 日本国とアルゼンチン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件 (議案提出)

一、去る十七日、内閣から提出した議案は次の通りである。  
 外務省設置法の一部を改正する法律案  
 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十八日、内閣から提出した議案は次の通りである。  
 総理府設置法の一部を改正する法律案  
 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案  
 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案  
 法務省設置法の一部を改正する法律案  
 厚生省設置法の一部を改正する法律案  
 農林省設置法の一部を改正する法律案  
 通商産業省設置法の一部を改正する法律案  
 労働省設置法の一部を改正する法律案  
 建設省設置法の一部を改正する法律案  
 自治省設置法の一部を改正する法律案

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次の通りである。  
 法人税法の一部を改正する法律案  
 相続税法の一部を改正する法律案  
 都道府県合併特例法案

沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案  
 昭和四十二年度一般会計暫定予算  
 昭和四十二年度特別会計暫定予算  
 昭和四十二年度政府関係機関暫定予算

一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次の通りである。  
 所得税法の一部を改正する法律案  
 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案  
 一、去る二十三日、内閣から提出した議案は次の通りである。  
 農業共済基金法の一部を改正する法律案  
 漁業協同組合併助成法案  
 運輸省設置法の一部を改正する法律案  
 船舶整備公団法の一部を改正する法律案  
 日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案  
 郵政省設置法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次の通りである。  
 印紙税法案  
 一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。  
 関稅定率法等の一部を改正する法律案  
 國債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案  
 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案  
 住宅融資保険法の一部を改正する法律案

一、昨二十七日、内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和三十二年三月二十八日 衆議院會議録第六号

朗読を省略した議長の報告

りである。

地方税法等の一部を改正する法律案

一、今二十八日、委員長から提出した議案は次の通りである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案受領)

一、去る二十二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

著作権法の一部を改正する法律案

(条約付託)

一、昨二十七日、委員会に付託された条約は次の通りである。

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

(議案付託)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

以上二件 内閣委員会 付託

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出第一一〇号)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

出第一四号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

出第一五号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

出第一六号)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

出第一七号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

出第一九号)

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

出第二〇号)

以上九件 内閣委員会 付託

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和四十二年度一般会計暫定予算

昭和四十二年度特別会計暫定予算

昭和四十二年度政府関係機関暫定予算

出第三〇号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

以上二件 内閣委員会 付託

農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

農林水産委員会 付託

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

運輸委員会 付託

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

石炭対策特別委員会 付託

沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案(内閣提出第二四号)

沖繩問題等に関する特別委員会 付託

一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案(内閣提出第二二号)

大蔵委員会 付託

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

以上二件 建設委員会 付託

(衆議院予備金支出の件報告書受領)

一、今二十八日、議院運営委員長から昭和四十一年度衆議院予備金支出の件についての報告書を受領した。

(答弁通知書受領)

一、去る二十二日、内閣から衆議院議員春日一幸君提出台湾産バナナ輸入取引に関する質問に対して、事実調査をする必要があり、これに日時を要するため、昭和四十二年三月二十九日まで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案の要旨は、次のとおりである。

1 家庭生活問題審議会は、さる昭和四十年六月三日に総理府の附属機関として設けられたもので、その設置期限は、昭和四十二年三月三十一日とされており、同審議会は昭和四十年十一月十日内閣総理大臣より諮問を受けて以来慎重審議を行なってきたのであるが、この諮問に対し、十分の答申を行なうためには、審議期間を一カ年延長する必要があるのと同審議会の設置期限を昭和四十三年三月三十一日までとする。

2 建国記念日審議会の設置期限は昭和四十一年十二月十五日までとされており、すでにその期日は経過しているの、同審議会の設置に関する規定の整理を行なう。  
なお、施行期日は公布の日としている。

二 議案の可決理由  
本案は、家庭生活問題審議会の審議の状況等

にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として約九十九万円が昭和四十二年一般会計予算に計上されている。右報告する。

昭和四十二年三月二十三日

内閣委員長 關谷 勝利

衆議院議長 石井光次郎殿

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十一年度以前に国立学校に新設又は拡充された学部・学科等の学生進行等に伴い、国立学校の職員の増員を行なうため、文部省の職員の定員を次のように改めようとするものである。

本省 一〇〇、五五二人うち九八、二一八人は国立学校の職員とする。(増員三、〇三五人はすべて国立学校の職員)

文化財保護委員会 五四六人(増減なし)

合計

一〇一、〇九八人(増員三、〇三五)

なお、施行期日は昭和四十二年四月一日としている。

二 議案の可決理由

本案は、学校教育の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和四十二年国立学校特別会計予算に約二十億七百万円が計上されている。右報告する。

昭和四十二年三月二十四日

内閣委員長 關谷 勝利

衆議院議長 石井光次郎殿

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求むるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

日本放送協会の昭和四十二年度収支予算、事業計画及び資金計画につき、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

二 本件の要旨

収支予算は受信契約者から徴収する受信料の額、予算経理の基本原則及び収入支出の款項別金額を、事業計画は計画の基本方針、建設計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は収支予算及び事業計画に基づく資金の出入を定めるものであつて、その要点は次のとおりである。

(一) 収支予算

受信料

放送受信契約甲 月額 三百三十円

(前納) 六か月分 千八百二十円

(前納) 十二か月分 三千六百三十円

放送受信契約乙 月額 五十円

(前納) 六か月分 二百八十円

(前納) 十二か月分 五百五十円

前期繰越収支剰余金 二〇億円

(収入)

資本収入 一九〇億八、一八〇万円

事業収入 七八二億〇、六二九万八千円

(支出)

資本支出 二七四億三、二三〇万六千円

事業支出 七二二億五、五七九万二千元

予備金 五億円

後期繰越収支剰余金 〇円

(二) 事業計画

昭和三十七年度を起点とする第二次六か年計画の最終年度としての諸計画を遂行することとするが、その主要な項目は次のとおりである。

1 放送網の建設については、テレビジョンにおいては総合、教育両放送網の早期完成をはかり、また、ラジオにおいては標準放

送網の整備を行なうほか、超短波放送局の置局を進める。

2 放送番組については、テレビジョン、ラジオとも番組内容の向上刷新をはかることとし、とくに、教育テレビジョンにおいては放送時間を延長して教育、教養番組の充実につとめる。また、テレビジョン・ローカル放送においても地域社会に密着した報道、教養番組の拡充強化を行なう。

3 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育、社会教育両面への利用の促進をはかる。

4 受信契約者の普及については、建設計画の推進とあいまつて受信者の開発につとめるとともに、協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、受信契約者の維持増加をはかる。

一方、受信料の免除については、新たに契約乙の受信者のうち、辺地居住世帯、身体障害者、戦傷病者、原子爆弾被爆者ならびに母子世帯及び高齢者の一部に対し、契約乙受信料全額免除の措置を講ずる。

5 国際放送については、番組内容の充実刷

新を行なうとともに、放送時間を増加し、放送効果の増大をはかる。

6 調査研究については、基礎研究の充実、その他調査研究活動の全般にわたり強化をはかるとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

7 経営管理については、事業の規模拡大と複雑化に対処して、経営全般にわたり業務の合理化を推進し、企業能率の向上をはかる。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持をはかる。

(三) 資金計画

1 年度内の入金額並びに出金額を次のとおり予定する。

入金額 八八二億二、一一四万九千円  
出金額 八九六億三、六六九万七千円

2 前年度よりの繰越金、二八億円、翌年度への繰越金、一三億八、四四五万二千円を予定する。

三 本件の議決理由

本件は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第で

ある。

なお、本件に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年三月二十五日

逓信委員長 松澤 雄蔵

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施につとむべきである。

一 難視聴地域の救済につとめ、特にテレビ難視聴地域の解消を積極的に推進すること。

一 協会は第二次六か年計画の最終年度としての諸計画の完遂を期するとともに、今後の長期経営構想を確立して公共放送としての使命の達成をはかること。

一 協会は経営の合理化、能率の向上をはかり従業員の待遇改善に資すること。

右決議する。

昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、退職手当等に係る税負担の軽減に関する関係法律の改正が行なわれるまでの間に支払われる退職手当等に係る住民税の負担の軽減をすみやかにするため、これらの税額の算定に関する特例を設けるとともに、開拓者が取得する一定の土地に係る不動産取得税の非課税措置等の期限を差しあたり延長しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 個人の道府県民税及び市町村民税

昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払うものに係る道府県民税及び市町村民税の退職所得控除額の特例を定めること。

2 不動産取得税

昭和四十二年三月三十一日で期限が到来する次に掲げる特例措置を同年五月三十一日まで延長すること。

(1) 開拓者が農業委員会のあつせんにより他の開拓者から取得した農地に対する非課税

(2) 農業委員会のあつせんによる農地の交換分合により取得した土地にかかる課税標準の特例

二 議案の可決理由

四月及び五月の間に支払われる退職手当等にかかる住民税の負担の軽減措置を講ずるとともに、不動産取得税の特例措置を延長しようとする本案は適当と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年三月二十八日

地方行政委員長 亀山 孝一

衆議院議長 石井光次郎殿

プラント類輸出入促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、プラント類の輸出促進がわが国の輸出振興上きわめて重要であることにかんがみ、プラント類の輸出における弱点、すなわちコンサルティング体制の不備を補強するため、昭和三十四年に四年間の限時法として制定されたものであり、昭和三十八年にさらに四年間の

有効期間延長が行なわれ、現在、昭和四十二年三月三十一日までの限時法となつてゐる。

本改正案は、現在のコンサルティング体制がなお万全とはいひ難く、輸出振興のためには補強措置の存続が必要であるとの理由により、法律の有効期間を再び四年間延長し、昭和四十六年三月三十一日までにしようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、プラント類の輸出促進を図つてわが国の貿易振興に寄与する措置として、有効なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度一般会計予算において、予算総則に本法に基づく補償契約に係る補償限度額が六十億円と定められ、歳出予算に輸出プラント保証損失補償事務委託費百十三万円及び輸出プラント保証損失補償金百万円が計上されてゐる。右報告する。

昭和四十二年三月二十八日

商工委員長 島村 一郎

昭和四十二年三月二十八日 衆議院会議録第六号

衆議院議長 石井光次郎殿

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、中小企業者が、物的担保を要せず保証人だけで信用保証協会の保証により資金の融通が受けられる無担保保険制度及び取引の相手方である事業者の倒産または操短により、経営の安定に支障を生じている中小企業の経営安定資金に係る中小企業信用保険の特別措置を臨時的に設けたものであり、昭和四十二年三月三十一日で失効することとなつてゐる。しかしながら、中小企業をとりまく諸情勢は、なお不安定であるので、本法を恒久化するため、別途「中小企業信用保険法の一部を改正する法律案」が提出されてゐる。

本改正案は、この恒久化が実現するまでの三カ月間、臨時措置を延長しようとするもので、その内容は、「この法律は、昭和四十二年三月三十一日限り、その効力を失う。」とあるのを「この法律は、昭和四十二年六月三十日限り、その効力を失う。」に改めるものである。

なお、本法は公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十二年三月二十八日

商工委員長 島村 一郎

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院会議録第五号中正誤

ページ	段行	誤	正
六〇	二一	待遇	優遇
六〇	一七	貯蓄	貯蓄
六八	二七	政治を	政治と
七一	二四	ちゆうちよ	ちゆうちよ
七三	三三	持てぬ	持てぬ
七五	四四	寛谷	寛容
七六	三三	また、ただいま	ただいま
七六	三九	している	しいる
七六	四六	塔載	搭載
七六	二六	答弁を	答弁は

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円 (送料別) 郵送料 五円
発行所 東京港区赤坂英町二番地 大藏省印刷局 電話 東京 五八一四四二(大)